

## 地域企業チャレンジ応援事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この実施要項は、秋田県（以下「県」という。）の地域企業チャレンジ応援事業実施要領、財団法人あきた企業活性化センター関係補助金等交付事業業務方法書及び財団法人あきた企業活性化センター関係補助金等交付事業業務方法書施行規程に基づき、財団法人あきた企業活性化センター（以下「活性化センター」という。）が地域企業チャレンジ応援事業補助金を交付するために必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この事業は、企業が県内に工場等を設置して新たに事業を営む場合若しくは事業を拡大する場合又は県外にある工場等から県内の工場等に事業を集約する場合に、その初期投資に要した経費及び雇用に要した経費又はその集約に要した経費及び雇用に要した経費の一部を補助することにより、本県の企業の活性化と雇用の拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この実施要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (2) 工場等 工場（物品の製造又は加工を行う事業の用に供される施設）、研究所（物品の製造又は加工に係る基礎研究、応用研究若しくは開発研究の用に供される施設）又は事業所（別表第1に定めるサービス業等非製造業の事業の用に供される施設）をいう。
- (3) 新設 県内に新たに工場等を設置することをいう。
- (4) 増設 次に掲げる要件のいずれかに該当することをいう。
  - ア 既に県内で事業を行っている企業が、県内において新たに工場等を設置し、又は工場等を拡張すること。
  - イ 別表第1に掲げる製造業にあつては、既に県内で事業を行っている同一工場内又は同一研究所内において、事業の用に供される機械及び装置（既存の機械及び装置に代えて設置するものを除く。以下同じ。）を新たに設置し、製造工程又は研究開発工程を形成する面積が増加すること。
  - ウ 別表第1に掲げるサービス業等非製造業にあつては、既に県内で事業を行っている同一事業所内において、事業の用に供される機械及び装置又は車両及び運搬具若しくは工具並びに器具及び備品（以下「機械及び装置等」という。既存の機械及び装置等に代えて設置するものを除く。以下同じ。）を新たに設置し、事業が拡大すること。
- (5) 移設 工場等から事業の用に供する機械及び装置等を移送し設置すること。なお、機械及び装置等を使用するために必要な工事を含む。

- (6) 集約 別表第1に掲げる製造業で、既に県内で事業を行っている企業が、県外にある工場等から県内の工場等に事業を移すため、県外の工場等の機械及び装置等を県内にある工場等に移設すること若しくは工場等を増設すること又は機械及び装置等を新たに設置すること。
- (7) 投下固定資産額 事業の用に供する固定資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号まで、第7号及び第8号（ソフトウェアに限る。）に掲げる減価償却資産をいい、次に掲げる資産を除く。）の取得に係る経費の総額をいう。
- ア 割賦販売（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条に規定する割賦販売をいう。）契約に基づき購入した固定資産
- イ リース資産（法人税法第64条の2第1項に規定するリース資産をいう。）
- (8) 工事等着手日 次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
- ア 工場等の新設若しくは増設又は集約に係る工事請負契約の締結日又は賃貸借契約の締結日
- イ 事業の用に供する機械及び装置等を最初に発注した日
- ウ 集約する場合において、機械及び装置等の移設に係る業務を発注した日
- (9) 工事等完了日 次に掲げるいずれかに該当する日をいう。
- ア 工場等の引き渡しがあった日
- イ 第4号イ又はウに規定する増設の場合は、事業の用に供する機械及び装置等が最初に納入のあった日
- ウ 集約する場合において、第6条に定める申請があった機械及び装置等の移設が終了した日
- (10) 正規雇用者 使用者が直接に雇用する労働者のうち、常時雇用される労働者で、県内に住民票を有し、次の要件のすべてを満たす者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）をいう。
- ア 雇用期間の定めがないこと。
- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の被保険者となっていること。

（事業の利用申請期間）

第4条 この事業の利用に係る申請の受付期間は、この実施要項の施行の日から平成22年3月31日までとする。

（補助事業の対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる企業は、別表第1の左欄に掲げる業種のいずれかに属する事業の用に供する工場等を県内に新設若しくは増設又は集約し、当該事業を営む企業であって、次の各号に掲げる要件を満たし、あらかじめ活性化センター理事長

(以下「理事長」という。)の承認を受けたものとする。

- (1) 平成22年3月31日までに工事等に着手し、同年12月31日までに工事等が完了すること。
  - (2) 次条に定める利用承認の申請のあった日以後、工事等完了日から3月を経過する日までの期間に、工場等の新設又は増設に伴い県内で新たに雇用した正規雇用者の人数(当該企業と企業集団を形成している関係にある企業(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に定める親会社(以下「親会社」という。)、子会社(以下「子会社」という。)及び関連会社の関係にあることをいう。)からの転籍又は出向となった者及び退職(解雇を含む。)となった者の人数は控除する。以下「新規正規雇用者数」という。)が、別表第1の左欄に掲げる業種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる人数(以下「雇用要件」という。)に達すること。ただし、集約についてはこの限りでない。
  - (3) 前号に定める新規正規雇用者数が、自己都合による退職等突発的な特別の事情があった場合を除き、雇用要件の達成があった日の翌日から起算して継続して1年間(雇用要件の達成があった日より工事等完了日が遅い日の場合は、雇用要件の達成があった日後、工事等完了日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間)はその人数以上であること。ただし、集約についてはこの限りでない。
  - (4) 別表第1の左欄に掲げる製造業を営む企業にあっては、次条に定める利用承認の申請のあった日以後、工事等完了日から3月を経過する日までの期間に取得した工場等の新設又は増設に係る投下固定資産額が3千万円以上であること。ただし、集約についてはこの限りでない。
  - (5) 集約については、別表第1の左欄に掲げる製造業を営む企業で、県内に本社があるもの又は県内における工場等の操業から10年以上を経過しているもので、次条に定める利用承認の申請のあった日から、第3条第1項第9号ウに定める日までの期間に要した費用のうち別表第4に定める費用が3千万円以上であること。
- 2 前項に規定する事業の用に供するため、親会社とその子会社(親会社にその発行済株式の数又は出資の金額のすべてを保有されている子会社に限る。以下同じ。)が、共同で、又はいずれかの者が事業の用に供する工場等を新設又は増設し、その子会社が当該事業を営む場合は、これらを一の企業とみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、現に重点企業導入促進助成事業補助金の交付を受けている企業は、この補助金の交付の対象企業となることができない。

(利用の申請)

- 第6条 前条第1項の承認を受けようとする企業は、工場等の新設若しくは増設又は集約の工事等着手日以前に利用承認申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の利用承認申請書には、新增設計画書(様式第2号の1)又は集約計画書(様式第2号の2)のほか、理事長が必要と認める書類を添付するものとする。
  - 3 前条第2項の場合における利用承認申請書は、連名により提出することができる。

4 第1項の申請は、別表第1の左欄に掲げる事業種別を重複して申請することができない。

(利用の認定)

第7条 理事長は、前条の利用承認申請書の提出があった場合において、その承認を受けようとする計画が第5条第1項各号に掲げる要件に適合すると認められるときは、利用承認通知書(様式第3号)により承認し、知事に対し利用計画承認報告書(様式第4号)により報告するとともに、承認されなかった申請者に対しては、その理由を付して結果通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(計画の変更等)

第8条 前条第1項の利用承認を受けた企業(以下「利用企業」という。)は、当該承認に係る計画を変更(別表第2に掲げる軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ利用計画変更承認申請書(様式第6号の1又は様式第6号の2)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の利用計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その計画変更の必要が認められる場合は、利用計画変更承認通知書(様式第7号)により通知するとともに、利用計画変更承認報告書(様式第4号)により知事に報告するものとする。

3 理事長は、前項の承認をする場合に、必要な条件を付すことができる。

4 利用企業は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに計画中止等届出書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(1) 計画を中止又は廃止するとき。

(2) 第5条第1項各号に規定する要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

5 理事長は、前項の届出があったとき、その他必要と認めるときは、企業の利用承認を取り消すことがある。

(計画遂行状況報告)

第9条 利用企業は、理事長が、計画の遂行状況など事業利用に関し必要な報告を求めるときは、提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第10条 工場等の新設又は増設の場合の補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 雇用奨励費 雇用要件の達成があった日又は工事等完了日のいずれか遅い日から1年間の期間内に、県内で新たに雇用した正規雇用者に係る経費について、年間を通じた新規正規雇用者数1人につき年間25万円を乗じて得た額で、その額が1千

万円を超える場合は1千万円とする。

- (2) 投下固定資産額 第5条第1項第4号に規定する投下固定資産額のうち、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合算額）がある場合は、これを控除した額について、その額に別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める割合を乗じて得た額で、同表の右欄に定める額を限度とする。
- 2 工場等の集約の場合の補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 雇用奨励費 申請日における工場等の正規雇用者数に比べ、工事等完了日から1年間の期間内に、県内に新たに雇用した正規雇用者及び親会社等からの転籍、出向等で県内の工場に赴任した正規雇用者を合わせた人数が増加した場合、増加した正規雇用者に係る経費について、年間を通じて増加した正規雇用者1人につき年間25万円を乗じて得た額
  - (2) 集約に要した経費 第5条第1項第5号に規定する別表第4に定める費用のうち、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合算額）がある場合は、これを控除した額に20%を乗じて得た額で、6,000万円を限度とする。
- 3 補助金の額は、前2項の各号毎に千円単位で算定し、千円に満たない端数は切り捨てる。

（交付申請）

第11条 第5条第1項各号に定める要件を満たし、補助金の交付を受けようとする利用企業は、理事長が別に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容書（様式第9号の1又は様式第9号の3）
  - (2) 常用雇用者一覧表（様式第9号の2）
  - (3) その他理事長が必要と認める書類
- 2 第5条第2項に規定する場合において、親会社とその子会社のそれぞれが利用企業となり、補助金の交付を受けようとするときは、それぞれの企業が補助金の交付の対象となる経費に応じて補助金交付申請書を提出するものとする。

（交付の条件）

第12条 理事長は、補助金の交付を決定するに当たり、活性化センターが別に定めるほか、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金に係る経理について、その収支の事実等を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」とい

う。)が完了した日が属する年度から10年間保存しなければならないこと。

- (2) 事業報告を求めるなどこの事業に関し必要な報告を求めるときは、提出しなければならないこと。

(実績報告)

第13条 補助金の交付決定を受けた利用企業(以下「補助事業者」という。)は、第11条に規定する事業内容書に基づく事業が完了したときは、理事長が別に定める補助事業等実績報告書に事業実績書(様式第10号の1又は様式第10号の2)を添付して、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の実績報告書の提出があったときは、第11条第1項第1号及び第2号に定める書類を添えて知事に送付するものとする。

(利用企業の地位の承継)

第14条 合併、譲渡、相続その他の事由により、利用企業から補助金の交付の対象となる事業を承継した者は、当該利用企業の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により利用企業の地位の承継を受けようとする者は、理事長が別に定める債権承継届を理事長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、様式第11号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(補則)

第16条 この実施要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この実施要項は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要項は平成21年12月7日から施行し、改正後の規定は同年9月11日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の実施要項第6条の規定は、集約において工事着手日が平成21年9月11日以後で平成22年1月5日までに利用承認申請書の提出があったものについては、工事着手日前に申請書の提出があったものとみなす。

別表第 1

業 種	雇用要件
1 製造業（産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成 19 年総務省告示第 6 1 8 号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類表」という。）に掲げる大分類項目 E の製造業をいう。）	新規正規雇用者数 5 人
<p>2 サービス業等非製造業</p> <p>次に掲げる業種以外の業種をいい、卸売業、小売業（日本標準産業分類表に掲げる大分類項目 I の卸売業、小売業）にあつては、中小企業（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）に規定する中小企業）に限る。</p> <p>(1) 農業（日本標準産業分類表に掲げる中分類番号 01 の農業）</p> <p>(2) 林業（日本標準産業分類表に掲げる中分類番号 02 の林業のうち、同表に掲げる細分類番号 0221 の素材生産業、同表に掲げる細分類番号 0242 の素材生産サービス業を除く。）</p> <p>(3) 漁業（日本標準産業分類表に掲げる大分類項目 B の漁業）</p> <p>(4) 金融保険業（日本標準産業分類表に掲げる大分類項目 J の金融業、保険業のうち、同表に掲げる小分類番号 674 の保険媒介代理業、同表に掲げる小分類番号 675 の保険サービス業を除く。）</p> <p>(5) 医療、福祉（日本標準産業分類表に掲げる大分類項目 P の医療、福祉のうち、同表に掲げる小分類番号 831 の病院、同表に掲げる小分類番号 832 の一般診療所、同表に掲げる小分類番号 833 の歯科診療所）</p> <p>(6) 以下のサービス業</p> <p>ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）により規制の対象となるもの</p> <p>イ 易断所、観相業、相場案内業（日本標準産業分類表に掲げる細分類番号 7999 の他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業）</p> <p>ウ 競輪、競馬等の競走場、競技団（日本標準産業分類表に掲げる小分類番号 803 の競輪、競馬等の競走場、競技団）</p> <p>エ 芸妓業、芸妓幹旋業（日本標準産業分類表に掲げる細分類番号 8094 の芸妓業、芸妓あっせん業）</p> <p>オ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（日本標準産業分類表に掲げる細分類番号 8096 のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）</p> <p>カ 興信所（日本標準産業分類表に掲げる細分類番号 7291 の興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）</p> <p>キ 集金業、取立業（日本標準産業分類表に掲げる細分類番号 9299 の他に分類されないその他の事業サービス業のうち、公共料金又はこれに準ずるものを除く集金業、取立業）</p> <p>ク 宗教（日本標準産業分類表に掲げる中分類番号 94 の宗教）</p> <p>ケ 政治・経済・文化団体（日本標準産業分類表に掲げる中分類番号 93 の政治・経済・文化団体）</p>	新規正規雇用者数 1 0 人

別表第 2

次に掲げる事項の変更以外の変更	
1	指定企業の名称の変更
2	工場等の立地場所の変更
3	工事等完了予定日の 30 日を超える変更
4	投下固定資産の予定額の変更であって、総額の 10% を超える増減又は変更額が 1 千万円を超える変更
5	新規正規雇用者数の 50% を超える変更
6	別表第 3 の左欄に掲げる雇用要件達成人数の区分の変更

別表第 3

雇用要件の達成人数 (増加正規雇用者数)	補助率	補助限度額
5 人以上	投下固定資産額 × 10%	3,000 万円
10 人以上	投下固定資産額 × 20%	6,000 万円

別表第 4 (第 5 条関係)

集約に伴う経費	
1	建物関係：新築、増築及び改築に要した費用
2	生産設備関係（設計用機器及び通信用設備を含む）：新規購入費、移送費、設置費、調整費
3	一般設備関係：新規購入費、移送費、設置費
4	集約に伴う臨時的費用であって理事長が認めたもの